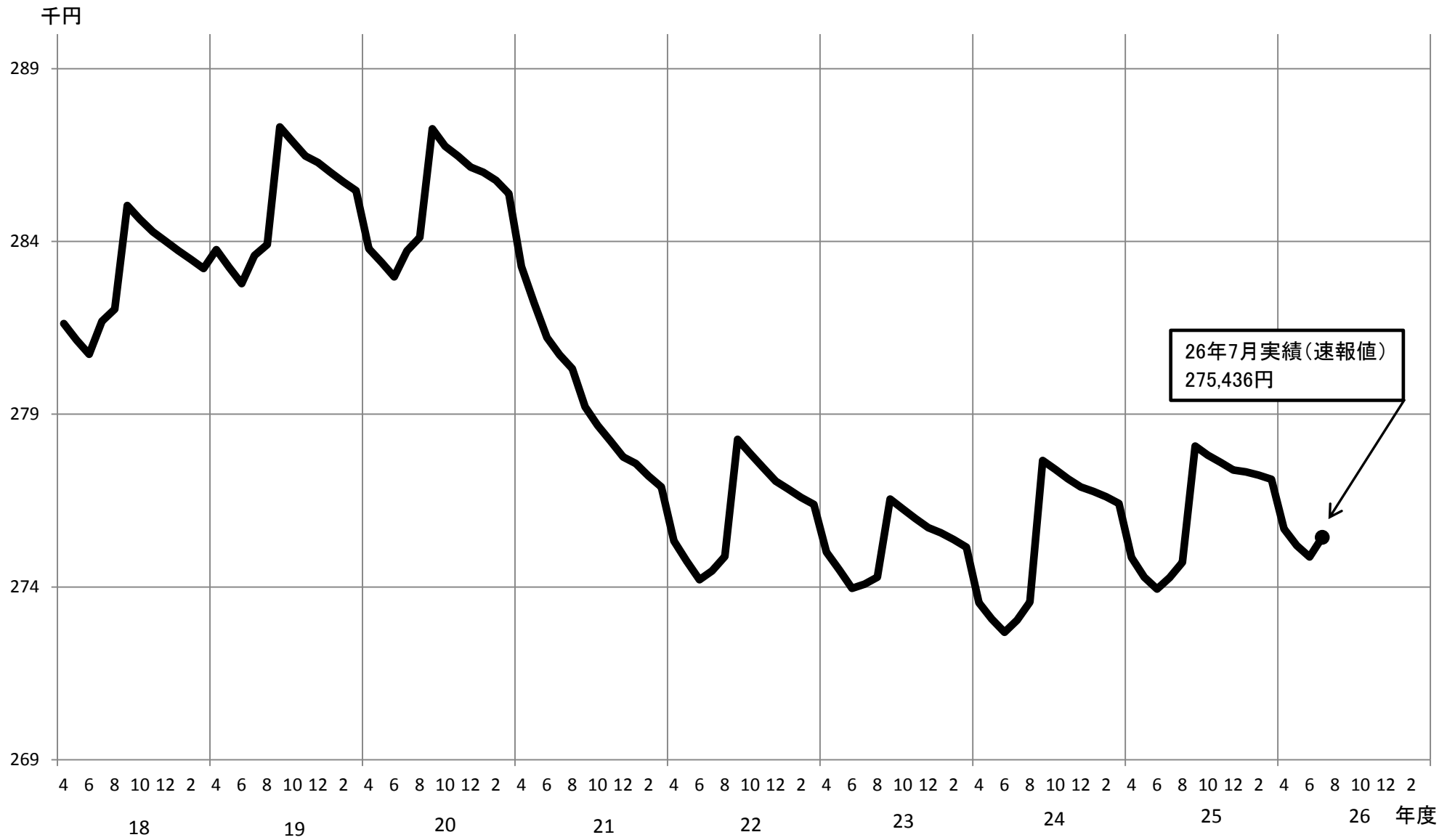


# 保険財政に関する重要指標の動向

# 被保険者 1 人当たり標準報酬月額の実績値



## 関連する主な経済指標

### ●毎月勤労統計調査（厚労省） 9月2日発表

7月分（速報）

○きまって支給する給与（基本給、時間外給与等）

常用雇用労働者数5～29人の事業所、一般労働者（平成22年の平均＝100）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成 21	100.3	100.6	100.8	101.1	99.2	100.1	99.7	99.4	99.4	99.9	100.1	100.1
22	99.2	99.8	100.2	100.7	99.3	99.9	100.4	99.7	99.9	100.2	100.3	100.6
23	98.5	99.5	100.5	100.6	98.8	99.6	99.7	99.5	99.4	99.7	100.0	100.5
24	98.6	99.4	100.1	100.6	98.8	99.9	100.1	99.8	100.1	100.5	100.3	100.6
25	99.3	100.2	100.9	101.6	99.8	100.5	100.3	99.8	100.4	100.9	101.2	101.2
26	99.4	100.3	100.9	101.6	99.9	100.7	100.3					

### ●中小企業月次景況観測（商工中金）8月26日発表

8月の景況判断指数は47.7（前月比1.0ポイント低下）。

4ヵ月ぶりに低下。9月は上昇を見込む。

※景況判断指数が50を上回れば、調査対象企業の景況判断が前月より「好転」を表し、50を下回れば「悪化」を表す。

## ●月例経済報告（内閣府）8月26日発表

### 総論

景気は、緩やかな回復基調が続いており、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動も和らぎつつある。

### 雇用情勢

賃金をみると、定期給与は底堅く推移している。現金給与総額は緩やかに増加している。

## ●景気動向指数（内閣府）9月5日発表

### 7月分（速報）

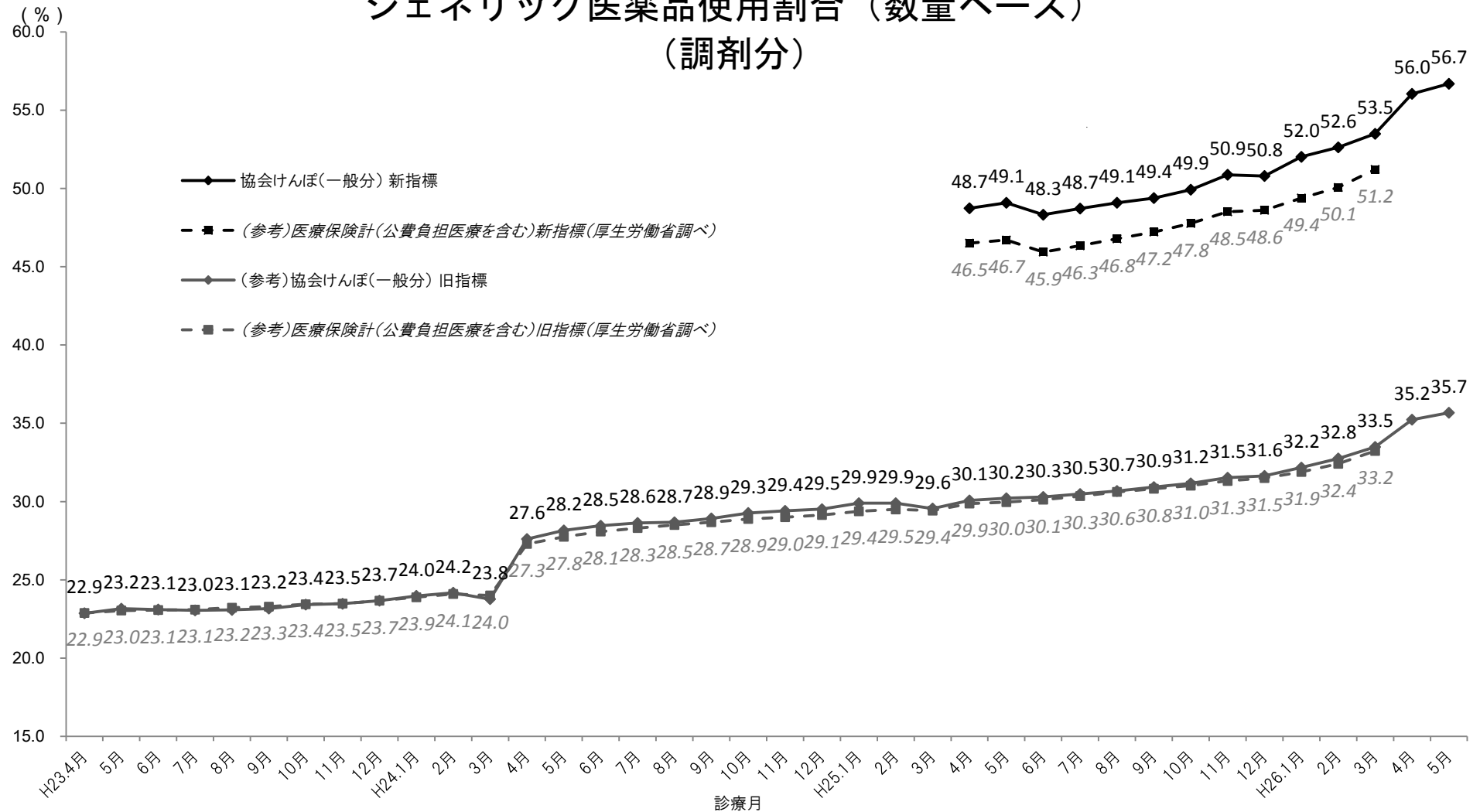
一致指数：前月比0.2ポイント上昇し、2ヶ月振りの上昇

先行指数：0.6ポイント上昇し、2ヶ月連続の上昇

遅行指数：0.8ポイント下降し、3ヶ月振りの下降

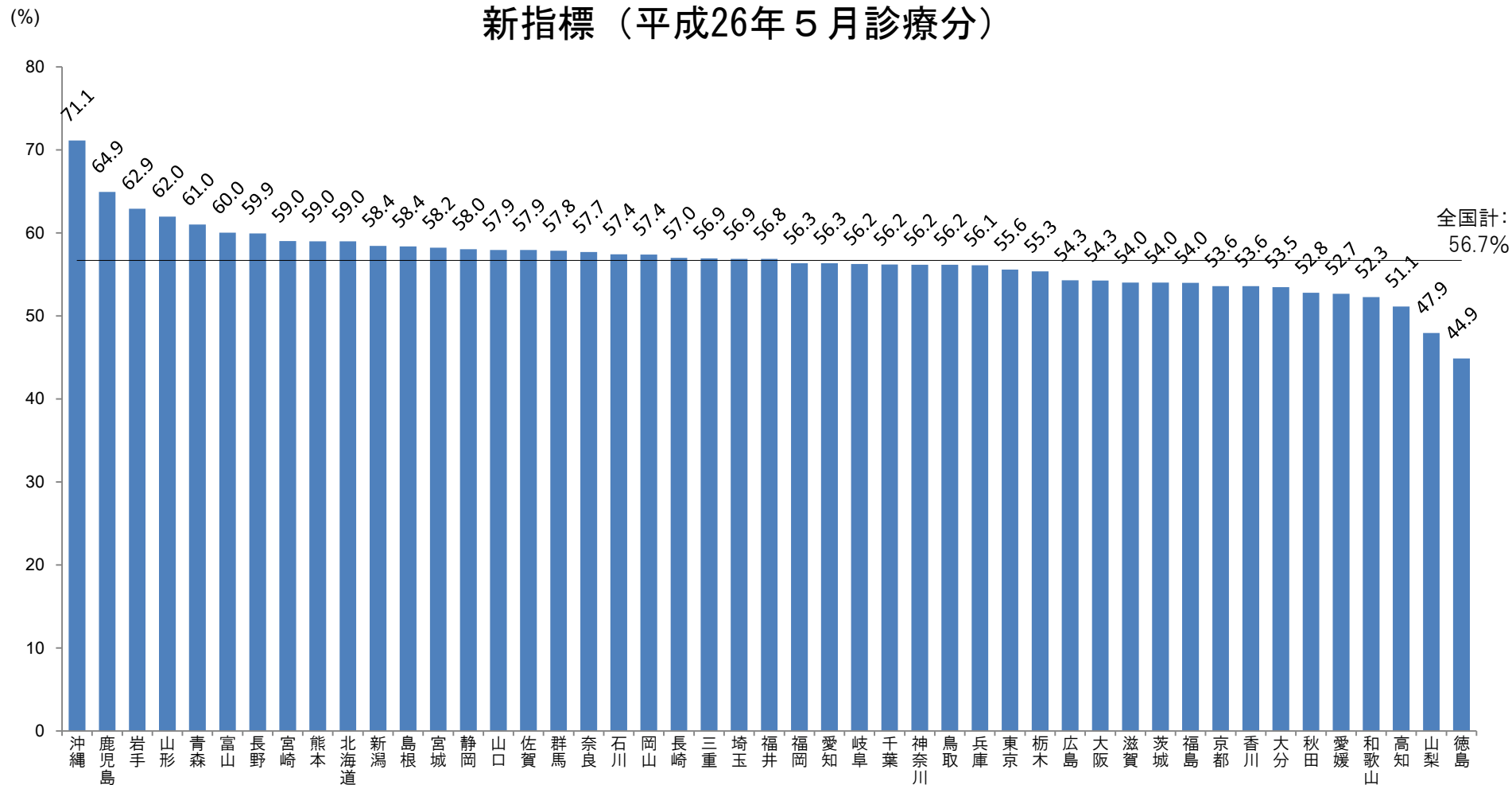
※景気の現状把握及び将来予測に資するため、景気に敏感に反応する各種の経済指標を統合して作成。

## ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース） （調剤分）



注1. 協会けんぽ(一般分)の調剤レセプト(電子レセプトに限る)について集計したもの(算定ベース)。  
 注2. 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。  
 注3. 「新指標」は、〔後発医薬品の数量〕÷〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。速報値である。  
 注4. 「旧指標」とは、平成24年度までの後発医薬品割合(数量ベース)の算出方法をいう。旧指標による算出では、平成22年4月以降は、経腸成分栄養剤、特殊ミルク製剤を除外し、平成24年4月以降は、経腸成分栄養剤、特殊ミルク製剤、生薬及び漢方製剤を除外している。  
 注5. 医療保険計(公費負担医療を含む)は、厚生労働省調べ。  
 注6. 後発医薬品の収載月(6月と12月)には、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると、算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、新指標による後発医薬品割合が低くなる可能性がある。

# 都道府県支部別ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（調剤分） 新指標（平成26年5月診療分）



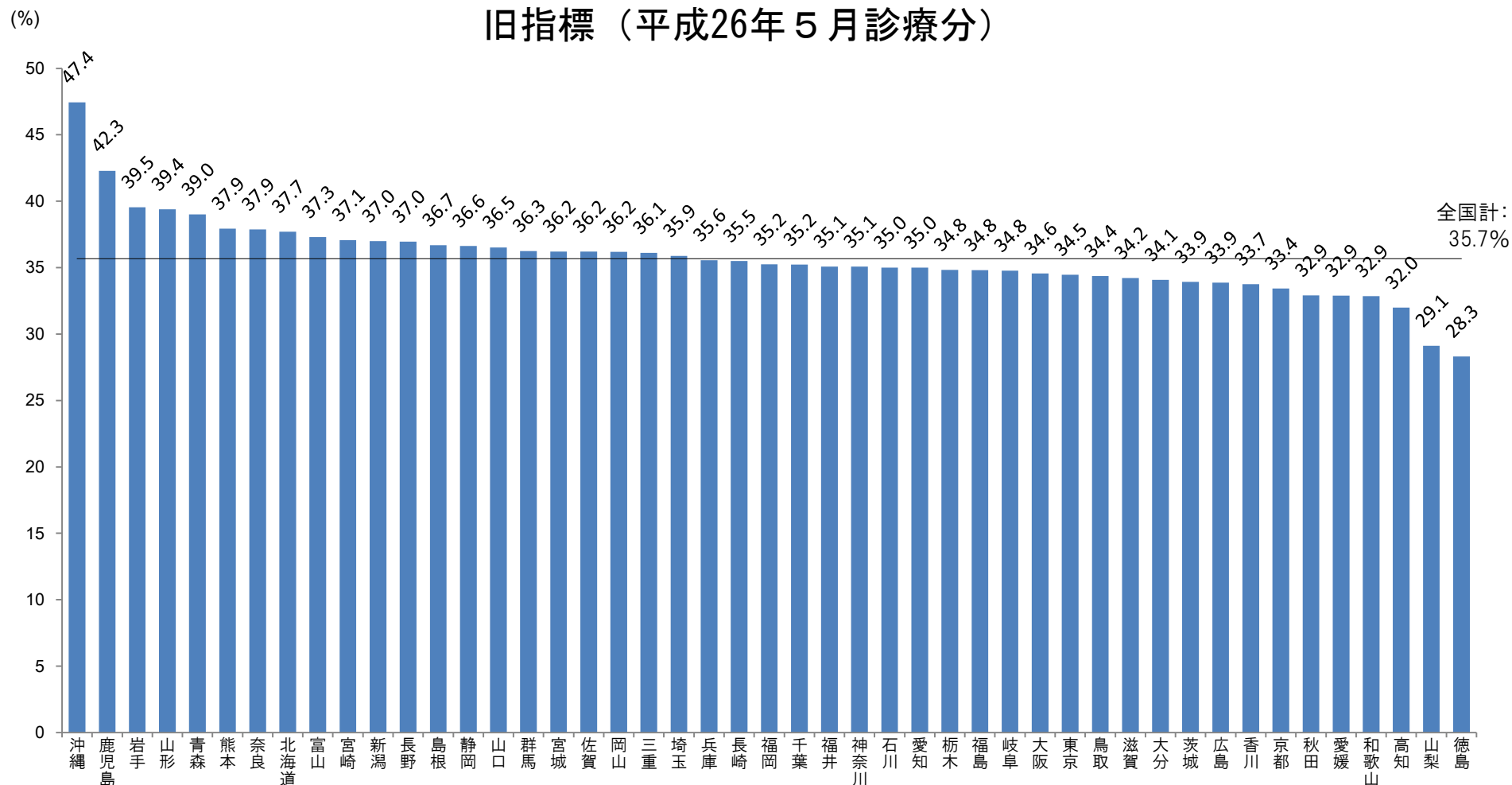
注1. 協会けんぽ(一般分)の調剤レセプト(電子レセプトに限る)について集計したもの(算定ベース)。

注2. 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3. 加入者の適用されている事業所所在地別に集計したもの。

注4. 「新指標」は、 $\frac{[\text{後発医薬品の数量}]}{([\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}])}$ で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。速報値である。

## 都道府県支部別ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（調剤分） 旧指標（平成26年5月診療分）



注1. 協会けんぽ（一般分）の調剤レセプト（電子レセプトに限る）について集計したもの（算定ベース）。

注2. 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3. 加入者の適用されている事業所所在地別に集計したもの。

注4. 平成22年4月以降は、後発医薬品（数量ベース）の算出から、経腸成分栄養剤及び特殊ミルク製剤は除外している。

注5. 平成24年4月以降は、後発医薬品（数量ベース）の算出から、経腸成分栄養剤、特殊ミルク製剤、生薬及び漢方製剤は除外している。このことによる平成24年4月のジェネリック割合（数量ベース）への影響は+2.3%ポイントとなっている。